

地域クラブ活動に関する認定制度

地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）①

1. 定義・呼称

- 地方自治体が、中学校等の部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「認定地域クラブ活動」という。
- 市町村等が自ら運営団体・実施主体となり、スポーツ庁・文化庁が示した要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合（市町村が事業者へ委託して実施する場合含む）には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなし、これも「認定地域クラブ活動」と呼ぶこととする。

地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）②

2. 認定要件（具体的な確認事項は、別紙参照）

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障をに寄与するものであること
- ② スポーツ庁・文化庁が定めるガイドラインに沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）③

3. 認定手続等

（1）認定に当たっての留意事項

○推進計画等の策定

市町村等は、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整した上で、部活動の地域展開の方針を示す推進計画等を策定する。

○推進計画策定の策定に当たって

中学校の生徒数や生徒のニーズ、活動場所の状況等の地域の実情を踏まえ、**認定する地域クラブ活動の数や競技種目等を定めるとともに、以下の観点等を考慮し、各地域クラブ活動の参加対象となる生徒の居住する対象区域を定める**

- ・地域の子供たちは地域で育てるという意識の下で地域の関係者が連携して活動を支えること
- ・生徒の所属する中学校等との連携を図ること
- ・活動場所への移動に過度な負担が生じないように配慮すること
- ・充実した活動とするために競技種目等に応じて過多・過少な人数とならないよう適切な参加人数の規模にすること

地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）④

○対象区域

中学校区単位で加入する地域クラブ活動が明確になるようにする

例1：単一の中学校区、複数の中学校区、当該市町村の一部

例2：十分な参加が見込めない場合や生徒のニーズに応じた多種多様な体験の場合

当該市町村全域や複数の市町村が広域連携の取組等柔軟に対象区域を定める

○認定

市町村等は推進計画等に基づき「要件」を満たす活動を認定する

「要件」を満たしているか否かについては、別紙の具体的な確認事項を踏まえ判断する

「要件」は、個別の地域クラブ活動に関する事項であり、実施主体を審査対象として判断する

ただし、地域の実情に応じて多様な実態があることから

必要に応じて、運営団体・実施主体を全体として評価し、審査対象として判断する

○認定に関する留意点

市町村等が地域の実情に応じて、「要件」に加えて独自の要件を設けることは妨げないが、生徒の活動機会が十分に確保する

○都道府県

市町村に対して認定制度が円滑に整備・運用されるように、必要な指導助言を行う

複数の市町村による広域連携の取組が必要な場合には、市町村同士の協議の場を設けるなど、必要な支援を行う

地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）⑤

（2）認定手続

・認定申請

運営団体が各実施主体の申請をとりまとめて、市町村に対して、申請書、活動計画書、規約、誓約書、その他必要と認める書類等を提出することにより行う

・誓約書

実施主体が申請書等に記載した内容に沿って活動を実施すること、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じた場合は速やかに報告すること、市町村等からの指導助言等に対して真摯に対応することを誓約する項目に設ける

・市町村等

提出された申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査を実施認定に当たっては、**ガイドラインに基づき設置した協議会等の意見を聴くこと**も考えられる

・条件付きでの認定（仮認定）

活動の開始に先立って認定を行う必要が生じた場合

地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）⑥

（3）認定の有効期間

- 認定の有効期間は、最長3年間（認定効力の発生日の属する年度～翌々年度末）
地域の実情に応じて市町村等において設定する

（4）指導助言等

- 市町村等は、定期的な報告書やヒアリング、現地確認等により、取組状況を適宜確認し、必要な指導助言等を行う
- 認定の取消
 - ・不正な手段により認定を受けたとき
 - ・指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
 - ・地域クラブ活動の実施主体から認定取消の申出があったとき

（5）経過措置

- 認定制度の導入や準備等に当たり、所定の「要件」を満たすのに一定の期間を要することから、市町村等が、当該地域クラブ活動の実施主体等に対して適切な指導助言等をおこなうことにより、原則として、令和8年度末までに限り、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなすことも可能とする

地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）⑦

4. 認定クラブ活動において期待される取組・体制等

○新たな価値の創出に向けた取組を行うことが期待される

- ・生徒のニーズに応じた多種多様な体験
複数の競技種目等に取り組む、多様な文化芸術活動の実施、スポーツと文化の融合、レクリエーション的な活動や柔軟なルール等に基づく多様な活動 等
- ・生徒の個性・得意分野等の尊重
- ・学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
- ・地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
- ・適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
- ・学校段階に捉われない継続的な活動及び地域クラブの指導者による一貫的な指導
引退のない継続的な活動

○組織としての責任の明確化やガバナンスの確保の観点から、特定非営利活動法人や一般・公益財団法人等の法人格を有する運営団体が実施主体を統括する体制で運営することが期待される

地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）⑧

5. 想定される認定の効果（認定地域クラブ活動が享受できるメリット）

○認定地域クラブ活動に対して、次の取組を促進する

①市町村等による情報提供

- ・児童・生徒・保護者等に対するきめ細やかな情報提供等

②地域クラブ活動の運営等への公的支援

- ・受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を踏まえた財政支援
経済的困窮家庭世帯への支援を含む
- ・学校施設、公共スポーツ施設、社会教育施設等の優先利用、使用料の減免等
- ・学校備品等の活用、用具の保管スペースの確保

③地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の積極的な許可

- ・地域クラブ活動への参加を希望する教職員の兼職兼業の許可の対象

④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

- ・大会開催地までの交通費・宿泊費の支援やスクールバスの活用
学校部活動参加生徒と同様に支援
- ・中学校体育連盟主催大会等への円滑な参加
必要に応じた大会参加規程の見直し（引率者の資格要件等を含む）

地域クラブ活動に関する認定 制度イメージにおける確認事項

地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）における 「2. 認定要件」の具体的な確認事項

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

<確認事項>

- 生徒^{※1}の自主的・主体的な参加による活動^{※2}であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること
- 市町村等が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。なお、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められない。
- 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること^{※3}

※1 中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。以下同じ。

※2 児童・生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画の話し合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。

※3 部活動の地域展開は、障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。

2

3

②ガイドラインに沿った適切な活動時間や休養日が設定されていること

<確認事項>

- 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週当たり2日以上 of 休養日を設け、1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、休日は3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること^{※1}
- 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること

※1 例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上 of 休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週当たり2日以上 of 休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ土日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。

③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

<確認事項>

- 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

④適切な指導の実施体制が確保されていること

<確認事項>

- 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴言・暴力、ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること※¹
- 市町村等が定める研修を受講し、市町村等に登録された指導人材が活動に携わること※²
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が活動に携わること※³

※¹ 日本版 DBS の活用を含めて、指導人材による不適切行為の防止を徹底。

※² 研修の項目、指導人材の登録の仕組みなどについては、別紙 2—1 を参照。

※³ 複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、市町村等の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言等の不適切な行為の防止を図ること。

⑤適切な安全確保の体制が確保されていること

<確認事項>

- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
- 市町村等、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
- 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を保障する保険や個人賠償責任保険に加入していること

⑥適切な運営体制が確保されていること

<確認事項>

- 地域クラブ活動の実施主体等^{※1}において、少なくとも、次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること^{※2}
 - ・ 団体の目的
 - ・ 役員（代表、副代表、会計、監事^{※3}）の選任・解任に関すること
 - ・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること
 - ・ 会員の入退会、参加費等に関すること
 - ・ 予算・決算の審議・承認に関すること
- 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること
- 営利を主たる目的とせずに運営すること^{※4}
- 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

※1 運営団体・実施主体を全体として評価し、実質的に適切な運営体制が確保されていれば差し支えない。

※2 日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断することも考えられる。

※3 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。

※4 地域クラブ活動の実施主体等が、非営利団体（特定非営利活動法人、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人など組織構成員に利益を分配しない団体）ではなく、個人事業主や株式会社等の場合には、例えば、当該地域クラブ活動に係る収支計画書の提出を求め、参加費等の金額、人件費、諸謝金の単価等を確認し、営利を主たる目的としたものではないことを確認することが考えられる。なお、市町村等が運営団体・実施主体となり地域クラブ活動を実施する場合において、市町村等が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、本確認事項は適用しない。

⑦学校等との連携が適切に行われていること

<確認事項>

- 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等^{※1}を生徒の在籍する中学校等と共有すること
- 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること^{※2}
- 市町村等が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
- 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市町村等や学校との必要な連絡調整を行うこと

※1 平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。

※2 地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくことが必要になると考えられる。